

## 増毛都市計画道路の変更（北海道決定）

都市計画道路中 3・4・4号港湾通ほか7路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	国道231号	増毛町見晴町	増毛町別荘	増毛町南島中町一丁目	約2,960m	地表式	2	20m	幹線街路と平面交差 7箇所	一般国道231号
	3・4・2	5丁目通	増毛町南永寿町一丁目	増毛町別荘	増毛町暑寒町五丁目	約1,090m	地表式	2	18m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・3	永寿暑寒通	増毛町稲葉海岸町	増毛町暑寒沢	増毛町南永寿町一丁目	約1,150m	地表式	2	18m	幹線街路と平面交差 5箇所	
	3・4・4	港湾通	増毛町弁天町一丁目	増毛町島中町一丁目	増毛町永寿町一丁目	約780m	地表式	2	16m	幹線街路と平面交差 3箇所	道道増毛港線
	3・4・5	役場通	増毛町港町	増毛町見晴町	増毛町弁天町三丁目	約1,230m	地表式	2	18m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・6	海岸通	増毛町港町	増毛町暑寒町一丁目	増毛町稲葉海岸町	約1,170m	地表式	2	18m	幹線街路と平面交差 4箇所	
	3・4・7	1 1 丁目通	増毛町南永寿町三丁目	増毛町南暑寒町六丁目	増毛町南島中町六丁目	約680m	地表式	2	18m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・4・8	島中通	増毛町栄町	増毛町島中町一丁目	増毛町島中北町	約180m	地表式	2	18m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

3・4・4号港湾通について、沿道の歴史的建物群が北海道遺産や国の重要文化財などに指定されたことから、これの保全と円滑な交通処理を図るため、本案のとおりに変更する。

併せて、3・4・1号国道231号ほか7路線について、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年10月21日政令第331号）に基づき、車線の数を決定する。

また、3・4・1号国道231号ほか7路線について、増毛町字名改正（平成10年9月7日施行）により、起終点の名称を変更する。

# 変 更 説 明 書

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・4・1	国道231号	3・2・1	国道231号	車線の数の決定 起終点の名称の変更 名称の変更
3・4・2	5丁目通	3・4・2	5丁目通	車線の数の決定 起終点の名称の変更
3・4・3	永寿暑寒通	3・4・3	永寿暑寒通	車線の数の決定 起終点の名称の変更 一部区域の変更（隅切り）
3・4・4	港湾通	3・4・4	港湾通	車線の数の決定 起終点の名称の変更 幅員の変更(18m→16m 約L= 755m) (18m→14.5m 約L= 25m) 一部区域の変更（隅切り）
3・4・5	役場通	3・4・5	役場通	車線の数の決定 起終点の名称の変更 一部区域の変更（隅切り）
3・4・6	海岸通	3・4・6	海岸通	車線の数の決定 起終点の名称の変更
3・4・7	11丁目通	3・4・7	11丁目通	車線の数の決定 起終点の名称の変更
3・4・8	畠中通	3・4・8	畠中通	車線の数の決定 起終点の名称の変更 一部区域の変更（隅切り）

# 箇所図

